

[市営住宅入居に伴う連帯保証人の条件]

(連帯保証人) <宇和島市営住宅管理条例抜粋>

第10条第2項

連帯保証人は、次の条件を備えた者でなければならない。
ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 市内に居住する者(市長が特別の事情があると認める場合は、日本国内に居住する入居しようとする者の親族を含む。)であること。
- (2) 独立の生計を営み、かつ、入居しようとする者と同程度以上の収入を有する者であること。
- (3) 市民税等を完納している者であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める資格を備える者であること。

(連帯保証人の資格) <宇和島市営住宅管理条例施行規則抜粋>

第6条 連帯保証人となる者は、次のいずれかに該当し、かつ、他の入居者の連帯保証人になっていないこととする。

- (1) 当該年度の前年度に係る市民税所得割額2,500円以上の完納者
- (2) 当該年度の固定資産の課税標準額が20万円以上の不動産所有者
- (3) 前年中における総収入金額が120万円以上

※『独立の生計を営み』とは、入居を許可された者と別の生計があることです。

※同一の生計を営む世帯から連帯保証人になれるのは、1名のみです。

※『市民税等を完納』とは、市に納めていただく必要のある税金や国民健康保険料などを、それぞれの納期までにすべて納付が完了している状態のことです。

※入居契約の際に、連帯保証人の所得証明書、納税証明書の提出が必要です。